

貸借対照表

(2025 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,884,686	流動負債	5,426,971
現金及び預金	1,042,171	工事未払金	124,781
売掛金	82,895	短期借入金	347,000
販売用不動産	1,752,107	1年内償還予定の社債	36,000
仕掛販売用不動産	1,564,301	1年内返済予定の長期借入金	191,353
未成工事支出金	53,189	未払金	43,213
材料貯蔵品	386	未払費用	119,673
前渡金	1,288,662	未払法人税等	5,259
前払費用	21,593	未払消費税等	65,124
立替金	6,529	未成工事受入金	112,218
未収入金	72,828	前受金	2,333
その他	21	預り金	8,843
固定資産	295,509	賞与引当金	3,777
有形固定資産	5,867	不動産特定共同事業出資受入金	4,366,600
建物	5,554	その他	794
工具器具備品	313	固定負債	188,632
無形固定資産	10,194	社債	71,000
借地権	500	長期借入金	102,911
ソフトウェア	9,694	役員退職慰労引当金	14,016
投資その他の資産	279,447	預り保証金	705
投資有価証券	2,475	負債合計	5,615,603
出資金	137,907	(純資産の部)	
長期前払費用	1,612	株主資本	564,592
前払年金費用	1,536	資本金	100,000
繰延税金資産	33,720	資本剰余金	4,467
差入保証金	102,195	資本準備金	4,467
		利益剰余金	470,324
		その他利益剰余金	470,324
		繰越利益剰余金	470,324
		自己株式	△10,200
		純資産合計	564,592
資産合計	6,180,196	負債・純資産合計	6,180,196

損益計算書

2024年 7月 1日から
2025年 6月 30日まで

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息 受取配当金 違約金収入 雑収入 営業外費用 支払利息 社債利息 不動産特定共同事業分配金 出資金評価損 出資金償却損 雑損 経常利益 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益			5,125,621
			4,139,491
			986,129
			655,189
			330,940
		380	
		7,394	
		1,980	
		502	10,257
		23,980	
		725	
		227,248	
		725	
		7,300	
		10	259,990
			81,207
			81,207
		7,766	
		△18,506	△10,739
			91,946

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 販売用不動産、仕掛販売用不動産、
 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ② 材料貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法

ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3 ～ 15 年

工具器具備品 5 年

- ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、3 ～ 5 年で償却しております。

- ③ 長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当事業年度末において年金資産が退職給付債務を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 戸建住宅及び賃貸アパートの販売

戸建住宅及び賃貸アパートの販売は、用地の仕入から施工まで行った戸建住宅を一般消費者へ販売する事業と、賃貸アパートを投資用不動産として販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

② 戸建住宅・集合住宅の請負

戸建住宅・集合住宅の請負は、戸建住宅・集合住宅の建築工事を請け負う事業であり、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、引渡時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ コンサルティング料

業務委託契約書に基づき不動産業者に対して、分譲住宅用地の情報収集、市場動向及び法的規制等の調査、商品企画、事業計画立案、造成工事に係る図面作成および積算等を行う義務を負っております。

当該履行義務は物件規模等に基づき算定されたコンサルティング料金額について、不動産業者から承認を得た時点で充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

不動産特定共同事業に係る分配損（配当）の会計処理について、従来は当該事業の終了時に一括して費用計上しておりましたが、当期より、当該分配損（配当）の利息的性格に着目し、期間損益計算をより適切に行うため、発生期間に対応して費用を認識する方法に変更いたしました。この会計方針の変更により、当事業年度の「利益剰余金」の期首残高が117,836千円減少しており、また、当期の損益に与える影響は軽微であります。

独立監査人の監査報告書

2025 年 9 月 19 日

株式会社 T S O N
取締役会 御中

アルファ監査法人
東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

奥津 泰彦

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

磯 巧

監査意見

当監査法人は、株式会社 TSON の 2024 年 7 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、全ての重要な点において、会社計算規則（会社計算規則第 98 条 2 項 1 号を適用する。以下同じ。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上